

彦根市 国土調査(地籍調査)
事業共通仕様書 【2項委託型】

事業主体 彦根市(建設管理課)

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、委託者彦根市(以下「甲」という。)が国土調査法第10条第2項に基づき実施する地籍調査事業の業務(2項委託型)について適用する。

2 特記仕様書に記載された事項および現場説明事項は、特記仕様書および現場説明事項を優先する。

(準拠する法令等)

第2条 本業務は、この仕様書によるほか、次に示す関係法令等(最終改正)により実施するものとする。

- (1) 国土調査法(昭和26年法律第180号)
- (2) 国土調査法施行令(昭和27年政令第59号)
- (3) 国土調査法第10条第2項に規定する国土交通省令で定める要件を定める省令(平成22年国土交通省令第50号)
- (4) 地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号)
- (5) 地籍調査作業規程準則運用基準(平成14年国土国第590号)
- (6) 地籍調査事業(2項委託)実施要領(平成24年国土籍第567号)
- (7) 2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程(平成24年国土籍第568号)
- (8) 2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程細則(令和6年国不籍第95号)
- (9) 地籍調査の成果の認証の請求及び認証の承認申請に係る添付書類の作成要領(令和3年国不籍580号)
- (10) 地籍調査票作成要領について(令和3年国不籍第579号)
- (11) 地籍図作成要領について(令和3年国不籍第489号)
- (12) 地籍簿作成要領について(令和3年国不籍第581号)
- (13) 電子基準点のみを与点とする地籍図根三角測量における記載例(平成27年4月1日付け国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長補佐事務連絡)
- (14) 電子基準点のみを与点とする地籍図根三角測量(解説)準則改定版(平成28年4月25日版国土交通省土地・建設産業局地籍整備課)
- (15) 地籍測量及び地積測定における作業の記録・成果の記載例(平成29年11月国土交通省土地・建設産業局地籍整備課)
- (16) 地籍調査成果電子納品要領(平成29年4月国土交通省土地・建設産業局)
- (17) 地籍調査成果電子納品に関する事前協議ガイドライン(平成29年4月国土交通省土地・建設産業局地籍整備課)
- (18) 数値地籍情報の記録形式等について(平成14年国土国第595号)
- (19) 彦根市地籍調査作業規程(平成23年3月28日訓令第3号)
- (20) 彦根市個人情報保護に関する法律施行条例(令和5年3月27日条例第6号)
- (21) 彦根市契約規則(昭和44年11月15日規則第33号)
- (22) その他関係法令および諸通達および通知等

(疑義)

第3条 受託者(以下「乙」という。)が本業務の実施に当たり、本仕様書に定めのない事項、または解釈等に疑義が生じた場合は、速やかに甲に申し出て協議の上、指示を受けるものとする。

(実施計画)

第4条 本業務の実施に当たり、乙は契約締結後、10日以内に次の書類を甲に提出し、承認を得るものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

- (1) 作業実施計画書
- (2) 工程表
- (3) 着手届
- (4) 主任技術者届
- (5) 受託監督者届
- (6) 受託検査者届
- (7) 関係者等経歴証明書
- (8) その他甲の指示する書類

2 作業実施計画書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 業務内容
- (2) 実施方針
- (3) 使用機器の種類、名称および機械番号
- (4) 業務実施体制表
- (5) 安全管理計画

(使用機器)

第5条 本業務に使用する機器は、地籍調査作業規程準則運用基準第18条に定める性能および測量精度を十分保持し得るものとし、国土地理院の検定機関名簿に登録された検定機関による検定を受けた機器を使用するものとする。なお、使用機器名を記載した書類および検定証明書を甲に提出し、承認を得るものとする。

(主任技術者)

第6条 乙は、次の各号のいずれかに該当する者から主任技術者を定めなければならない。

- (1) 土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第4条に規定する土地家屋調査士となる資格を有する者または土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)第43条の2の3第1項に規定する土地改良換地士資格試験もしくは土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第62条第1項に規定する土地区画整理士技術検定に合格した者
- (2) 測量法(昭和24年法律第188号)第49条第2項の測量士名簿に登載されている者で、地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号)第3条第2号に規定する地籍測量その他の用地測量について十分な知識と経験を有している者

2 主任技術者は、当該契約の履行に関し、作業全般の管理および統括、作業現場の運営、取締りを行わなければならない。

3 乙は、一筆地調査もしくは地籍測量に従事する際には、本条第1項に規定する資格を有するものを常時1名以上配置すること。

(受託監督者、受託検査者)

第7条 受託監督者(工程管理者)および受託検査者は、地籍調査に関する法令の趣旨を理解し、地籍

調査の各個別作業および作業体系ならびに工程管理技術に精通した者で、次の各号のいずれかの資格を有するものでなければならない。

- (1) 公益社団法人全国国土調査協会の認定する地籍工程管理士の資格を有する者
 - (2) 一般社団法人日本国土調査測量協会の認定する地籍調査管理技術者の資格を有する者
 - (3) 公益社団法人全国国土調査協会の認定する地籍主任調査員の資格を有する者
- 2 受託監督者は、主任技術者以外の者とし、工程管理を行うものとする。
 - 3 受託検査者は、主任技術者および受託監督者以外の者とし、検査を行うものとする。
 - 4 受託検査者は、地籍調査の成果および中間成果が、法令および準則等の規格に適合しているか否かを検査し、証明しなければならない。

(関係官公署との調整)

第8条 乙は、本業務実施のために必要な関係官公庁その他に対する諸手続について、甲と打合せの上、乙において迅速に処理しなければならない。

- 2 乙は関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは遅滞なくその旨を甲に報告し、協議するものとする。

(貸与資料)

第9条 本業務を実施する上で必要な資料等は、甲から受託監督者が貸与を受けるものとする。

- 2 本業務実施に当たり、当該貸与資料の複製が必要な場合は、甲の承諾を得て行うものとする。
- 3 貸与された資料等および前項の複製品については、その重要性を認識し、破損、紛失、盗難等の事故のないように管理、取り扱いをし、本業務の完了後または使用済みの場合は、甲の照合を受け速やかに返却するものとする。

(協議および報告)

第10条 乙は、本業務の実施に当たり甲と打合せを行う必要が生じた際は、協議結果を打合せ簿等に記録し、甲に提出するものとする。

- 2 乙は、工期内に完了した作業等について、甲から成果等の一部または必要な書類等の提出を求められた場合は、速やかにこれに対応しなければならない。

(身分証明書および土地立入)

第11条 乙は、本業務実施に当たり、甲が貸与する国土調査法第24条第3項の規定に基づく身分証明書を常に携帯し、関係人から請求があればこれを提示しなければならない。

- 2 乙は、調査のため、他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地所有者または居住者にその旨を通知しなければならない。
- 3 乙は、業務終了後、速やかに身分証明書を甲に返却するものとする。

(工程管理および検査)

第12条 本業務における工程管理および検査は、「2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程」および「2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程細則」に基づき実施するものとする。

- 2 本業務のうち、乙の作業進捗の管理については甲が行うものとし、これら以外の工程管理は、乙(受

託監督者)が行うものとする。

- 3 乙(受託監督者)は、毎月の作業進捗状況について、別に定める様式により翌月 5 日までに甲に報告すること。
- 4 乙(受託検査者)が行う検査は、原則として工程大分類毎に行い、検査を終えたときは、同規程に定める「検査成績表」を作成し、速やかに甲に提出するものとする。
- 5 同細則に定める自己点検等の徹底を確実にし、作業者の鉛筆による検符、作業を統括する者の赤インクによる検符を必ず行うこと。

(成果品の検定)

第 13 条 乙は、その成果品につき、第三者機関(「工程管理及び検査規程細則の 5. 第三者機関による地籍調査成果品の検定」に定める基準を満たす機関)の検定を受けなければならない。

(成果品等の帰属)

第 14 条 第 41 条に定める成果品等は、全て甲に帰属し、乙は甲の許可なしに使用、複製、流用してはならない。

- 2 成果品等に著作権が発生する場合は、乙は甲に対し、著作権に対する一切の権利を行使しない。

(保安)

第 15 条 乙は、本業務中交通の妨害となるような行為はもちろん公衆に迷惑をおよぼさないよう次の各号に掲げることに十分留意し、作業をしなければならない。

- (1) 交通および保安に関係のある作業については、あらかじめ所轄官公庁と十分な打合せの上、実施するものとし、事故防止に最大限努めるものとする。
- (2) 本業務従事中は、常に言動には十分注意し、無益の摩擦や紛争を起こさないよう留意するものとする。
- (3) 本業務中事故が生じた場合は、所用の措置を講じるとともに、事故発生の原因、経過および事故による被害の内容等について速やかに甲に報告しなければならない。

(損害の補償)

第 16 条 本業務実施に当たり、乙が第三者に与えた損害は、乙の責任において補償するものとする。

(守秘義務等)

第 17 条 乙は、国土調査法第 36 条に抵触する行為をしてはならない。

- (1) 本業務の遂行上、知り得た個人情報および全ての事項について、本契約期間および契約終了後も第三者に漏洩してはならない。
- (2) 業務上収集した情報を甲の許可なく、複製および加工し、庁外に持ち出してはならない。

(担保責任)

第 18 条 成果品を引渡し、甲から乙への委託料の支払が完了した後においても、乙は、国土調査法第 19 条第 2 項による国土調査の成果の認証が終了するまでの間、現地と成果品の不一致ならびに技術的に不適当な測量等の発覚により甲から指示があれば、乙の責任(諸費用含む。)において、正当な成果

品と認められるまで、訂正、再測量等を実施しなければならない。また、その他明らかに、乙の瑕疵と判断される事項についても同様とする。

(再委託)

第 19 条 乙は、工程管理および検査に係る業務を再委託することはできない。ただし、その他の業務で、甲が再委託を許可する場合には、再委託をすることができるものとする。なお、再委託の成果に係る責任も乙が負うものとする。

2 乙が前項の規定により、その他の業務を再委託した場合の担保責任については、乙が負うものとする。

(暴力団員等による不当介入の排除)

第 20 条 乙は、暴力団員等(暴力団の構成員および暴力団関係者、その他彦根市発注工事に対して不当介入をしようとする全ての者をいう。)による不当介入(不当な要求または業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに彦根警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

2 乙は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書(別記様式第 1 号)により彦根警察署に届け出るとともに、甲に報告するものとする。また、乙は、以上のことについて、下請負人(再委託の協力者を含む。)に対して、十分に指導を行うものとする。

3 乙は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、甲と協議するものとする。

(その他)

第 21 条 乙は、納品の期限を厳守すること。特に、冬季の 12 月、1 月および 2 月においては降雪があることを十分留意して工程の計画を立てること。

第 2 章 C 工程 地籍図根三角測量

(地籍図根三角測量)

第 22 条 本業務は、地籍図根三角測量の工程とし、次の各号に基づき実施するものとする。

(1) 調査区域が与点等の最外周を直線で結んだ内側になるように努める。

(2) 網の構成は、調査区域に最も近い電子基準点 3 点以上を使用することを標準とし、与点間を努めて直線で結び、地形等の理由でやむを得ない場合でも、極端な迂回、または蛇行する路線は避けるものとする。

(3) 本作業は、GNSS 測量機を用いた方法によるものとし、セミ・ダイナミック補正を行い、ジオイドモデルを使用する三次元網平均計算によるものとする。

(4) 選点図等の作成に際しては事前に受託監督者の承諾を得るものとする。

(5) 地籍図根点の選点について、受託監督者は承諾を行った時点で、平均図に承諾した旨の署名を行うものとする。

(6) 標石等は、別表 1 のものを設置するものとする。

(7) その他、観測の制限等細部については、地籍調査作業規程準則および同運用基準に従い実施す

るものとする。

第3章 D工程 地籍図根多角測量

(地籍図根多角測量)

第23条 本業務は、地籍図根多角測量について、次の各号に基づき実施するものとする。

- (1) 本業務の計画はできる限り多角網を構成するよう努め、選点計画図を作成し、事前に受託監督者の承諾を得るものとする。
- (2) 多角点の選点は、計画図に基づいて精度、後続業務における利用または標石保全等を考慮し、最も良好な位置に選点するものとする。
- (3) 測点間の距離は努めて等しくなるよう選点するものとし、地形の状況でやむを得ない場合であっても、10m以下の距離は避けるものとする。
- (4) 多角網の外周路線に属する多角点は、隣接与点を結ぶ直線から外側50度以下の地域内に選点することを標準とし、路線の中の夾角は60度以上を標準とする。なお、これにより難しい場合は、受託監督者の指示を仰ぎ、許可を得た上で実施するものとする。
- (5) 標石等は、別表1のものを設置するものとする。
- (6) 本業務における距離の測定は、GNSS測量機を用いた方法によることを原則とする。
- (7) 測量方法は、多角測量法によるものとし、座標および標高は、厳密網平均計算により求めるものとする。
- (8) その他、観測の制限等細部については、地籍調査作業規程準則および同運用基準に従い実施するものとする。

第4章 E1工程およびE2工程 一筆地調査

(事務分担)

第24条 本業務は、一筆地調査の工程とする。一筆地調査にて現地調査を実施するに当たり、甲と乙の業務分担は次のとおりとする。

(◎=主、○=従)

分類	作業名	作業内容	甲	乙	備考
E1	作業の準備	作業打合せ	○	◎	
		作業打合せ簿の作成		◎	
		貸与資料の準備	◎		
		登記所調査(要約書、公図、地積測量図等)	◎		
		登記所等関連資料の整理・保管	◎		
		所有者等名簿作成		◎	
		住所不明者の調査	◎		
		説明会(地元、所有者等)の通知作成		◎	
		説明会(地元、所有者等)の通知発送	◎		集落内は、推進委員会 が発送
		説明会(地元、所有者等)資料の作成	○	◎	
		説明会(地元、所有者等)の出席	○	◎	
		説明会(地元、所有者等)での説明	◎	○	
		出席者名簿(地元、所有者等)の作成	◎		

		推進委員の選任依頼	◎		
		推進委員への説明会	◎	○	
		登記所・県等関係機関との調整	◎	○	
E2	作業進行予定表の作成	現地調査計画立案	○	◎	
		作業進行予定表の作成		◎	
		現地調査計画案審査	◎		
E3	単位区域界調査	単位区域界調査		◎	
E4	調査図素図等の作成	調査図素図の作成		◎	
		調査図一覧図の作成		◎	
		地籍調査票の作成		◎	
		調査図素図等の審査	◎		
E5	現地調査の通知	立会日程案作成、立会通知作成		◎	立会日の4週間前までに甲に提出
		立会通知書の発送	◎		
		立会通知書受領確認書	◎		追跡調査
E6	標札等の設置	筆界標示杭の設置依頼	◎	○	説明会にて依頼
		現地調査標札または書面の配布		◎	
E7	市町村筆界調査	通知・立会	◎	○	必要となる場合のみ
		筆界標設置		◎	
E8	現地調査	筆界標示杭の設置		◎	
		作業日誌の作成		◎	
		所有者、地番、地目、筆界標示杭の調査	○	◎	
		立会写真撮影・記録		◎	
		農地から農地以外の地目への変更調書		◎	農業委員会への確認は甲が行う
		分割・合併があったものとしての調査の確認		◎	
		現地確認不能または筆界未定の判断	◎	○	
		調査図等の整理		◎	
		地籍調査票への記入、署名押印	○	◎	
		問題点等報告書		◎	
		筆界案の作成(立会が得られない場合)		◎	
		筆界案の発送(立会が得られない場合)	◎		
		関係行政機関との協議(土地所有者等の所在が不明な場合)	◎	○	
		筆界確認不調箇所調書		◎	
E9	取りまとめ	現地調査工程管理(各工程)		◎	
		現地調査完了報告書(集計表)		◎	
		点検整理		◎	
		地籍システムに適合するデータ整理		◎	
E10	受託法人検査			◎	
E11	委託者検査	市検査	◎	○	
E12	認証者検査	県検査	◎	○	乙同行
再調査	現地再調査は、必要に応じて数回実施する。	再調査計画		◎	
		立会通知書の発送	◎		
		現地調査	○	◎	甲同行
		調査図等の整理		◎	

※分類は2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程に基づく工程小分類番号による記載

(調査図素図および地籍調査票の作成)

- 第 25 条 乙は、一筆地調査(以下「現地調査」という。)を行うに当たり、公図転写図および関係資料を用いて、調査図素図、調査図一覧図および地籍調査票を作成すること。
- 2 乙は、調査図素図作成に当たっては、登記所備付けの公図を利用すること。
 - 3 地積測量図が備え付けられている場合、その写しを確認し、一筆地ごとの図形情報をデジタル化のうえ、所有者、地目、地積等を付加した土地情報を構築し作成すること。
 - 4 登記事項に抵当権等の記載がある筆については、「抵」等の文字を表示し調査図素図の当該土地の区域内に表示し作成すること。同様に、地積測量図がある場合は、官地、民地を問わず「測」の文字を表示して作成すること。
 - 5 調査図一覧図の作成は、調査図素図の接合関係等を示し必要事項を記して作成すること。
 - 6 地籍調査票および名寄帳の作成については、土地登記簿のデータを基に共有者およびその住所、抵当権等の権利を確認の上、作成すること。なお、地籍調査票の作成については、地籍調査票の様式及び作成要領(昭和 56 年国土国第 441 号国土庁土地局長通達〈改正平成 5 年国土国第 170 号、平成 12 年国土国第 179 号〉)、地籍調査票作成要領について(平成 14 年国土国第 432 号国土交通省土地・水資源局長通知〈改正令和 3 年国不籍第 579 号〉)に基づき、所有権以外の利害関係人として、「その他の登記」欄に抵当権等の登記事項の記載を行うこと。

(地籍調査推進委員会)

- 第 26 条 甲は、地籍調査事業を円滑に進める上で、調査対象地区に地籍調査推進委員の選任を依頼し、地籍調査全般にわたっての協力を得るものとし、甲、乙および地籍調査推進委員は、あらかじめ実施範囲の現地調査を行い、事前調査を綿密に行うものとする。

(説明会の開催)

- 第 27 条 甲および乙は、第 24 条に定めるほか、必要に応じて土地所有者等および関係者に本事業の目的や調査方法の説明および理解を得るための説明会を開催し、本事業の円滑な実施に努めるものとする。

(筆界標示杭の設置)

- 第 28 条 乙は、原則現地調査までの期間(やむを得ない理由がある場合には現地調査時)において、土地所有者等の協力を求め、筆界標示杭の設置をするものとする。その段階において設置箇所がコンクリートなどのためドリル等特殊な機器が必要な場合は、スプレー等で一時的な標示に留め、現地調査の際に、乙が設置をするものとする。

(現地調査)

- 第 29 条 現地調査は乙の主導で行い、属地ごとに調査を行うものとする。
- 2 現地調査において、土地所有者等の確認が得られなかった場合は、再立会を行うものとする。
 - 3 甲と乙は、立会日程表を基に、官民筆界について土地所有者等を立ち合わせ、当該土地所有者等の確認を得るものとする。なお、土地所有者から立会いを委任されている者がいる場合は、乙において立会い当日までに委任状の確認をするものとする。
 - 4 乙は、土地所有者等が筆界確認をした場合には当該土地の異動事項等の説明を行い、地籍調査票の

所有者欄等に署名捺印をしてもらい、その他必要な事項を記録し、整理する。なお、再立会を行う箇所については、再立会後に土地所有者等に再度、署名捺印をしてもらい立会時の経緯を記録すること。

- 5 乙は、現地調査の結果、筆界の確認が得られなかったものについては、その経緯を記録し、甲に提出し、その後の調査については甲の指示に従うこと。また、必要に応じ現況写真を撮影すること。なお、筆界未定についての最終判断は、甲が行う。
- 6 筆界標示杭等の材料および設置に必要な機器は乙が準備するものとする。
- 7 乙は、地目の調査において、地目が農地から農地以外の地目への変更については、甲の意見を聞き、乙の判断で地目変更の処理を行わないこと。
- 8 乙は、現地調査期間中の作業日誌を作成し、甲に提出するものとする。
- 9 乙は、地籍調査範囲に隣接する土地所有者等からも同様に境界確認を得るとともに、境界確認したことが分かる資料を作成し、この隣接する土地所有者等からも署名捺印を得るものとする。
- 10 現地調査の実施日が休日の場合でも、乙は作業を行わなければならない。

(現地調査の問合せの対応)

第 30 条 土地所有者等から現地調査における問合せがあった場合は、甲、乙双方が対応するものとする。

(不調箇所調書等)

第 31 条 乙は、現地調査を行うに当たり問題点等があった場合は、業務場所、問題点等を記載した問題点等報告書を作成し、甲に提出すること。

- 2 乙は、筆界確認が不調になった場合は、調査内容、処理結果等を記載した筆界確認不調箇所調書を作成し、甲に提出すること。

(調査図の作成)

第 32 条 乙は、現地調査に基づき調査図を作成する。また、筆界点には番号プレートを設置し、調査図の該当する箇所にその番号等を記録する。なお、番号プレートは乙が用意する。

(地籍測量後の調査図との照合)

第 33 条 乙は、測量で得られた図面と調査図とを照合するものとする。

- 2 乙は、照合により不適合が発見された場合は、不適合箇所を明示する調査図の写し等の資料を作成し、甲に提出するとともに再調査等が必要な場合は、これを実施する。
- 3 乙は、再調査等の結果、調査図、地籍調査票および測量結果に修正が必要な場合は、それぞれ修正するものとする。

(取りまとめ)

第 34 条 乙は、調査図および地籍調査票を基に最終の照合作業を行う。

(その他)

第 35 条 乙は、現地調査について、地籍調査作業規程準則および同運用基準、また、地籍調査関係の参考図書等を熟読し、誤った方法で調査することのないよう常に注意しなければならない。

第6章 FR工程 現況復元・復元測量

(復元等)

- 第36条 乙は、調査区域周辺に隣接している地籍調査実施済地区およびほ場整備事業実施済地区等で、法務局に不動産登記法第14条に規定する地図が備え付けられている場合は、これを基に復元測量を行うものとし、調査区域周辺において筆界標示杭のないところは杭の復元を行うものとする。なお、復元の時期は、現地調査に着手する日までを原則とする。
- 2 調査対象筆に地積測量図等の成果が納められている場合は、復元可能なものに限り現地に復元するものとする。なお、復元の時期は前項と同様とする。
 - 3 第1項および第2項の復元に必要な杭等の材料は、乙が準備するものとする。

第5章 FI工程 細部図根測量

(細部図根測量)

- 第37条 本業務は、細部図根測量の工程とし、次の各号に基づき業務するものとする。なお、立会不調等により不確定な筆界点がある場合においては、工期内に筆界が確認された場合は、乙の負担にて測量成果を作成するものとする。
- (1) 細部図根測量は、多角測量法を原則とするが、見通し障害等によりやむを得ない場合には、トータルステーションを用いた放射法にすることができる。
 - (2) 細部図根測量の結果に基づき細部図根点配置図を作成する。ただし、地籍図根多角点網図と兼用することができる。
 - (3) 細部図根点の標石等は、別表1のものを設置する。
 - (4) 地籍図根多角測量を省略して細部図根測量を実施する場合は、多角網の外周路線に属する細部多角点は、隣接与点を結ぶ直線から外側50度以下の地域内に選点することを標準とし、路線の中の夾角は60度以上を標準とする。なお、これにより難しい場合は、甲の指示を仰ぎ、許可を得た上で実施するものとする。
 - (5) 観測の制限等細部については、地籍調査作業規程準則および同運用基準に従い実施するものとする。

第7章 FII-1工程 一筆地測量

(一筆地測量)

- 第38条 本業務は、一筆地測量の工程とし、次の各号に基づき業務するものとする。なお、立会不調等により不確定な筆界点がある場合においては、工期内に筆界が確認された場合は、乙の負担にて測量成果を作成するものとする。
- (1) 一筆地測量は、放射法、多角測量法、交点計算法または単点観測法とすること。
 - (2) 放射法により一筆地測量を行う場合、地籍図根測量または細部図根測量に引き続き行う場合を除き、与点において他の図根点等までの距離測定および基準方向と他の図根点等までの夾角の観測を行い、当該点の異常の有無等、点検結果を別途報告すること。
 - (3) 観測の制限等細部については、地籍調査作業規程準則および同運用基準に従い実施するものとする。

第8章 FⅡ-2工程 地籍図原図作成

(地籍図原図作成)

第39条 本業務は、地籍図原図作成の工程とし、次の各号に基づき業務するものとする。

- (1) 一筆地測量後、電子計算機により各筆界点の座標値を求めた結果データに基づき、精密自動図化機によって、地籍図原図を作成するものとする。
- (2) 地籍図原図を作成する場合は、乙は原図の仮作図を行い、図形その他事項に誤りがないことを確かめ、甲の確認を得た後、「地籍図作成要領について(令和3年国不籍第489号)」に基づき原図用紙に製図して作成するものとする。
- (3) 地籍図原図の用紙の出力サイズはA3とする。
- (4) 作業の制限等細部については、地籍調査作業規程準則および同運用基準に従い実施するものとする。

第9章 G工程 地積測定

(地積測定)

第40条 本業務は、地積測定の工程とし、次の各号に基づき業務するものとする。

- (1) 地積測定は電子計機を使用し、現地座標法により面積を求めるものとする。
- (2) 面積計算簿には、各筆に関係する筆界点番号を明示し、筆界点の座標値、筆界点間の計算辺長と方向角を併せて表示する。
- (3) 単位区域を構成する各筆の面積の合計と当該単位区域の面積が等しくなることを点検するものとする。
- (4) 作業の制限等細部については、地籍調査作業規程準則および同運用基準に従い実施するものとする。

第10章 H工程 地籍図及び地籍簿案の作成

(地籍図及び地籍簿案の作成)

第41条 本業務は、地籍図及び地籍簿案の作成(閲覧含む。)の工程とし、次の各号に基づき業務するものとする。

- (1) 現地調査、地籍測量および地積測定を終了したときは、地籍調査票を点検整理し、地籍簿案を作成するものとする。
- (2) 地籍簿案を作成するときは、登記事項と照合し、現地調査の時点と土地所有者等が変更している場合は、その土地の地番等必要事項を記載した調書を作成するものとする。
- (3) 土地所有者等の閲覧に供するため、乙は作成した地籍簿案の内容を反映した閲覧簿を作成するものとする。
- (4) 地籍図複図および地籍図一覧図は、事前に誤りがないことを確認したのち、ポリエステルペーパーにより2部作成し甲へ提出するものとする。なお、出力サイズは、地籍図原図と同様とする。

第 11 章 成果品

(成果品)

第 42 条 納入する成果品は、次のとおりとし、成果品の様式等は「地籍測量及び地積測定における作業の記録・成果の記載例(平成 29 年 11 月国土交通省土地・建設産業局地籍整備課)」によるものとする。また、成果品については本条第 11 項に定める電子納品によるほか、ペーパーでも 1 部提出するものとする。なお、納入する成果品は、第三者機関の検定を受け合格したものとする。

2 C 工程 (地籍図根三角測量)

- (1) 与点として使用した基準点等の成果簿写及び測量成果使用承諾書
- (2) 地籍図根三角点選点手簿
- (3) 地籍図根三角点選点図(準則第 50 条)
- (4) 地籍図根三角測量観測計算諸簿(観測手簿、観測記簿、計算簿、観測図および平均図)
- (5) 地籍図根三角点網図(準則第 52 条)
- (6) 地籍図根三角点成果簿(準則第 52 条)
- (7) 精度管理表
- (8) 設置状況写真
- (9) 地籍図根三角測量総括表

3 D 工程 (地籍図根多角測量)

- (1) 地籍図根多角点選点図(準則第 56 条)
- (2) 地籍図根多角測量観測計算諸簿(観測手簿、観測記簿、計算簿、観測図および平均図)
- (3) 地籍図根多角点網図(準則第 58 条)
- (4) 地籍図根多角点成果簿(準則第 58 条)
- (5) 精度管理表
- (6) 設置状況写真

4 E1 工程 (一筆地調査)

- (1) 作業進行予定表
- (2) 登記所等関連資料(登記所地図写し、地積測量図、登記事項要約書等)
- (3) 所有者等名簿・名寄帳
- (4) 調査図素図
- (5) 調査図一覧図
- (6) 地籍調査票

5 E2 工程 (一筆地調査)

- (1) 立会日程表
- (2) 地籍調査票(調査後)
- (3) 地籍調査票(データ出力用)
- (4) 調査図
- (5) 調査範囲に隣接する土地所有者等から境界確認を得たことが分かる書類(署名捺印入り)
様式任意

- (6) 作業日誌
- (7) 立会写真(該当がある場合)
- (8) 農地から農地以外の地目への変更調書
- (9) 問題点等報告書
- (10) 筆界確認不調箇所調書(該当がある場合)
- (11) 現地調査完了報告書
- (12) その他甲が指示するもの

6 FR工程(現況復元・復元測量)

- (1) 復元測量位置図
- (2) 逆打ち計算簿
- (3) 精度管理表
- (4) その他甲が指示するもの

7 FI工程(細部図根測量)

- (1) 細部図根点選点図
- (2) 細部図根測量観測計算諸簿(観測手簿、観測記簿、計算簿、観測図および平均図)
- (3) 細部図根点配置図(準則第67条)
- (4) 細部図根点成果簿(準則第67条)
- (5) 精度管理表
- (6) 細部図根測量総括表

8 FII-1工程(一筆地測量)

- (1) 一筆地測量観測計算諸簿(観測手簿、観測記簿、計算簿)
- (2) 精度管理表
- (3) 筆界点成果簿(準則第72条)

9 FII-2工程(地籍図原図作成)

- (1) 地籍図原図(準則第74条) [必要な場合は地籍明細図を作成]
- (2) 筆界点番号図(準則第74条)
- (3) 地籍図一覧図(準則第74条)

10 G工程(地積測定)

- (1) 地積測定観測計算諸簿(計算簿)
- (2) 地積測定成果簿(準則第87条)
- (3) 地積測定精度管理表
- (4) 地目別筆数面積変動表等調書

11 H工程(地籍図及び地籍簿案の作成)

- (1) 地籍簿案(準則第88条) 1部

- (2) 閲覧簿 1部
- (3) 地籍図複図(準則第90条) 2部

12 電子納品

地籍調査成果の電子納品については、「地籍調査成果電子納品要領(平成29年4月)」および「地籍調査成果電子納品に関する事前協議ガイドライン(平成29年4月)」に基づき電子化するものとし、CD-Rの記録媒体に格納すること。また、記録媒体は、ウイルスチェックを行い、2部納品するものとする。また、記録媒体には業務名称、作成年月日、甲名、乙名、ウイルスチェックに関する情報(ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義年月日、チェック年月日)、フォーマット形式をラベルに表示すること。

13 地籍フォーマット2000

「数値地籍情報の記録形式等について(平成14年3月14日国土国第595号国土交通省土地・水資源局国土調査課課長通知 最終改正：平成24年3月21日国土籍第553号)」を参照の上、本業務で得られた基礎データを「必須項目」として、地籍フォーマット2000形式のデータを作成するものとする。また、作成したファイルは、本条第11項による電子納品と同じCD-Rに記録して提出すること。また、仕様は次のとおりとする。

- (1) 地区別情報ファイル 必須となるデータ項目：全項目
- (2) 地図番号情報ファイル 必須となるデータ項目：地図番号、地図縮尺、図郭の範囲
- (3) 筆界点情報ファイル 必須となるデータ項目：筆界点名称、XY座標
- (4) 筆・長狭物図形情報ファイル 必須となるデータ項目：大字・小字のコードと名称、地番(仮地番)、筆を構成する筆界点数とその筆界点名称(複数)、筆界線の線分種別(複数)
- (5) 筆属性情報ファイル 必須となるデータ項目：大字・小字のコードと名称、地番(仮地番)
- (6) 共有者情報ファイル 必須となるデータ項目：該当がある場合
- (7) 筆界未定構成筆属性情報ファイル 必須となるデータ項目：筆界未定地の大字・小字コード、筆界未定地仮地番、当該筆の属する大字・小字のコードと名称、地番、筆界未定構成筆状態
- (8) 仮行政界線情報ファイル 必須となるデータ項目：作成可能であれば出力
- (9) 図根点等情報ファイル 必須となるデータ項目：図根点名称、XY座標、標高、図根点種別、図根点の等級または次数
- (10) 国土調査登記情報ファイル 必須となるデータ項目：全項目

14 その他(上記以外の提出書類)

- (1) 作業工程表
- (2) 使用機器等に係る検定証明書
- (3) 作業打合せ記録簿
- (4) 各工程における工程管理記録、乙検査の記録
- (5) 各工程における電子成果(地籍フォーマット2000前項のとおり)
- (6) その他、甲が指示するもの

第12章 その他

(その他)

第43条 本業務における業務成果は、登記所において、地籍図は不動産登記法第14条地図として、また、測量面積や分合筆の調査結果等により登記事項が書換えられることとなるため、作業全般にわたり精度面等、特に注意の上、実施すること。

第44条 第2条に掲げる関係法令およびその他業務に関する法改正があった場合、乙はその都度甲と対応を協議し、作業を実施すること。

不当介入 不当要求 事案通報書
業務妨害

滋賀県彦根警察署長 様

(報告者)

彦根市長 様

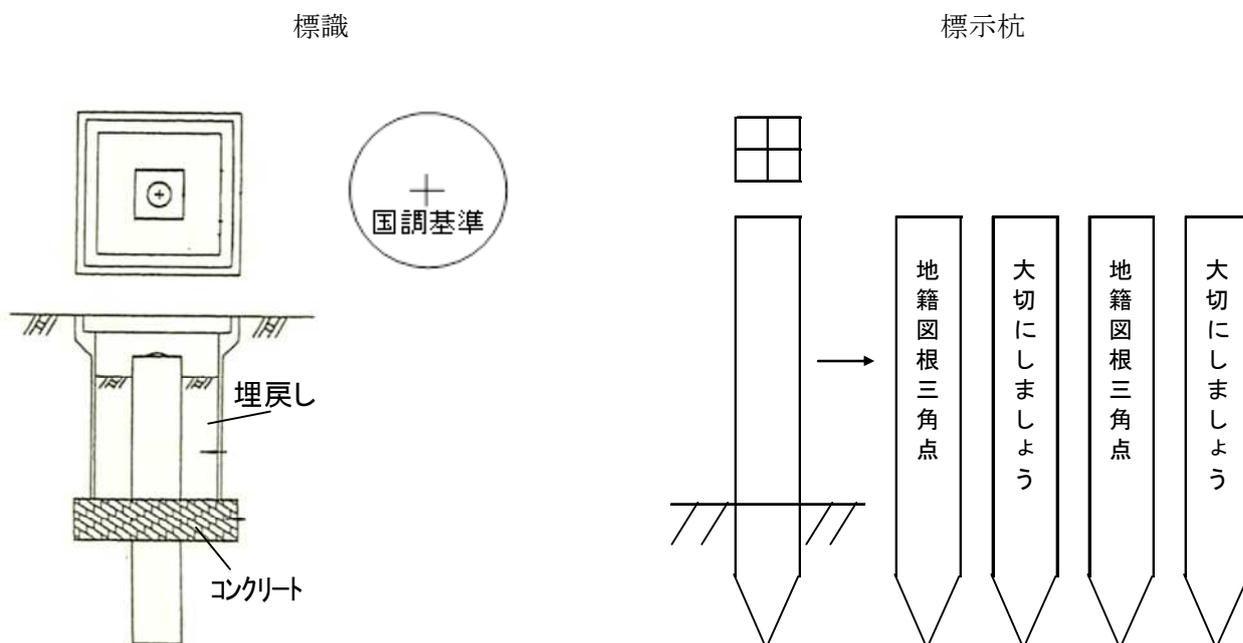
		※ 取扱署等	滋賀県	警察署 課
請負者	所在地	(本社)	TEL () -	
			FAX () -	
	(現場事務所)		TEL () -	
			FAX () -	
	名称			
	代表者	(現場事務所の代表者)		
	通報者等	(通報者 職氏名)	TEL () -	
(対応者)				
・所属会社名		TEL () -		
・氏名				
不当介入に係る行為者	住所	TEL () -		
		FAX () -		
	所属			
	役職			
発生日時・場所	令和 年 月 日 時 分頃			
	[元請・下請]			
	[下請の場合、現場事務所の所在地]	TEL () -		
		FAX () -		
工事件名				
不当介入の内容被害状況				
警察への通報状況	(警察への通報)	有 ・ 無		
	(通報先警察署)	(滋賀県 警察署 課)		
	(通報日時)	令和 年 月 日 時 分頃		

- 注) 1 第一報はこの様式に必要事項を記入の上、所轄警察署刑事課または刑事第二課へ電話で行い、その旨最下段の「警察への通報状況」欄に記入し、発注者宛に通報(メール・FAX可)すること。なお、所轄警察署には、この様式の文書も提出すること。
- 2 上記表中の※箇所は、警察署で記入するものとする。
- 3 不当介入に係る行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合、写しを添付すること。
- 4 下請負人(再委託の協力者)において発生した場合であっても、必ず元請負人(発注者)が聞き取り調査の上記入し、通報・報告すること。

別表1 ※詳細は地籍調査作業規程準則運用基準に基づく

(1) 地籍図根三角点【これ以外で施工の場合は発注者と協議のこと】

区分		説明
標識	寸法・形状・材質	10cm×10cm×70 cmのコンクリート杭(空洞は不可)、上部金属鉢
	保護	ためます(ふた付き)、水がたまらないようにすること
	金属鉢	真鍮金属鉢(φ75、文字：国調基準)
	中心標示の方法	直径3 mm以下
	文字等および施工	下記のとおり
標示杭	寸法・形状・材質	5.5cm×5.5cm×80 cmの白色プラスチック杭
	文字および施工	下記のとおり

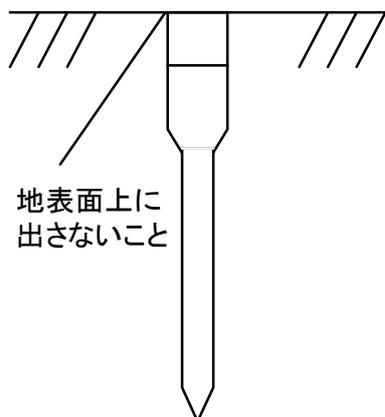


(2) 地籍図根多角点

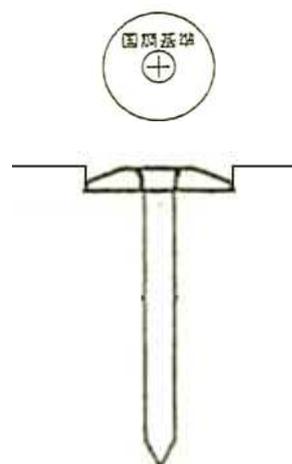
区分		説明	
標 識	寸法・形状・材質	杭の場合	7×7×60 cmのプラスチック杭(上部アルミキャップも使用可)
		鋳の場合	アルミクリアー：50φ ネイル：No.4(9 mm×20 mm×105 mm)
	中心標示の方法	直径 3 mm以下	
	文字等および施工	下記のとおり	

土に施工の場合

国	調
基	準



コンクリート等に施工の場合

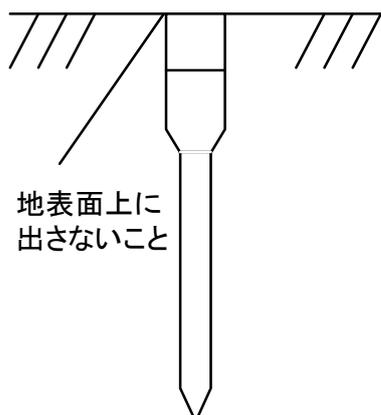


(3) 細部図根点

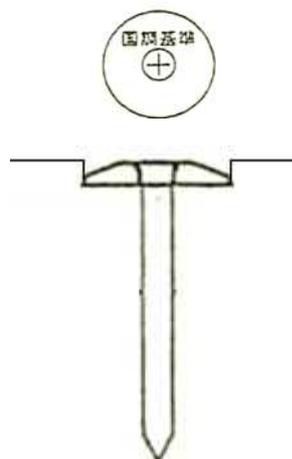
区分		説明	
標 識	寸法・形状・材質	杭の場合	7cm×7cm×60 cmのプラスチック杭 (上部アルミキャップも使用可)
		鋳の場合	アルミクリアー：50φ ネイル：No.4(9 mm×20 mm×105 mm)
	中心標示の方法	直径 3 mm以下	
	文字等および施工	下記のとおり	

土に施工の場合

国	調
基	準



コンクリート等に施工の場合



彦根市 国土調査(地籍調査)
事業特記仕様書 【2項委託型】

事業主体 彦根市(建設管理課)

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、彦根市が発注する地籍調査事業(2項委託型)を実施する場合に適用する。

(業務名称等)

第2条 本業務における名称等は次のとおりとする。

委託業務番号	令和7年度第2801-1102号
委託業務名称	令和7年度田附町地籍調査事業委託業務
委託業務期間	契約締結日の翌日から令和8年2月27日
履行場所	彦根市田附町地先

(業務概要)

第3条 本業務における作業工程は次のとおりとする。なお、各工程の内容は共通仕様書による。

実施区域	田附町第1工区(第1期)
実施範囲	別紙図面に示すとおり
実施面積	0.02 km ²
作業工程	C工程(地籍図根三角測量) E2工程(現地調査) FR工程(現況復元・復元測量) FI工程(細部図根測量) FII-1工程(一筆地測量)
精度区分	甲3
縮尺区分	1/500
傾斜区分	平坦
視通区分	市街I
筆の形状	不整形
一筆平均面積 (調査前)	208 m ²
打合せ	本業務(共通)着手時、中間時および最終の合計3回
備考	C工程については、電子基準点のみを与点とする地籍図根三角測量とします。 E2工程の代位登記の申請、市町村境界調査は含まれておりません。なお、地元説明会、筆界標示杭の設置は含んでおります。

実施区域	田附町第2工区
実施範囲	別紙図面に示すとおり
実施面積	0.06 km ²
作業工程	C工程(地籍図根三角測量)
精度区分	甲3
縮尺区分	1/500
傾斜区分	平坦
視通区分	市街I
筆の形状	不整形
一筆平均面積 (調査前)	149 m ²
打合せ	本業務(共通)着手時、中間時および最終の合計3回
備考	C工程については、電子基準点のみを与点とする地籍図根三角測量とします。

令和7年度 田附町地籍調査範囲



令和7年度 田附町地籍調査範囲

